

入院される方へ

令和7年4月より、厚生労働省の「入院時食事療養費の一部改正」により、食事療養標準負担額

(入院中の食事代)が変更となります。

所得区分		標準負担額(1食につき)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
現役並み及び一般		490円	510円
指定難病患者		280円	300円
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	過去1年間の入院期間が90日以内	230円	240円
	過去1年間の入院期間が90日超	180円	190円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)		110円	110円

医療法人社団昂会 能登川病院